

## 滋賀県柔道連盟強化指定選手制度について

滋賀県柔道連盟普及部・強化部

- 1 目的 選手自身が強化指定という具体的な目標や目的を持ち稽古に励むことで、より一層の競技力向上につなげるとともに、もって県内における柔道の普及、発展に寄与するため。
- 2 実施方法 以下の大会にて選考する。
- 3 対象者 小学生、中学生、高校生
- 4 指定基準
  - 1 滋賀県柔道連盟の登録者であること。
  - 2 以下に挙げる大会において、優秀な成績を取めたもの。
    - 小学生 『滋賀県小学生学年別・体重別交流大会』個人戦  
：男子44名、女子38名（男女1年～5年において各階級3位までの入賞者）
    - 中学生 『滋賀県中学校新人体重別選手権』個人戦  
：男子8名、女子7名
    - 高校生 『ジュニア体重別選手権』『春季高校総体柔道競技』  
『滋賀県高等学校秋季総合体育大会』『県体高校の部(近畿・全国予選)』  
：男子10名、女子6名
- 4 指定の決定 普及部、強化部が推薦し、理事会で認定する。  
強化指定選手の認定にあたっては、選手に意思確認を行う。
- 5 指定期間 2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間
- 6 その他 小学生指定選手については、希望者にワッペンを販売する。  
ターゲットエイジ重点強化事業と指定が重複した場合、重複して指定を受けることができる。（2020年度時点で中学1年、2年が該当）  
※ターゲットエイジ重点強化事業：滋賀県、滋賀県スポーツ協会  
強化指定選手制度：滋賀県柔道連盟